

高所作業車の運転業務(10m未満)特別教育 案内書

法律根拠 講習内容

- 労働安全衛生法第59条の規定により、事業者は、作業床の高さが10m未満の高所作業車の運転(道路上を走行させる運転を除く。)の業務に労働者を就かせるときは、安全又は衛生のための特別な教育をしなければならないことが義務付けられています。
- 当協会では年間計画に基づいて愛媛県下の各地区で講習を開催していますので、この機会に受講いただきますようご案内いたします。
また、八幡浜支部では、学科のみのコースも用意しておりますのでご利用ください。

高所作業車運転とは、「2m以上の高さ上昇できる作業床(作業員が作業時に乗る場所)を持ち、昇降装置、走行装置等で構成されており、作業床の上昇、下降などに人力以外の動力を使用し、不特定の場所に自走できるもの。」とされています。具体的にはバケット車、スカイマスター、橋梁点検車等が挙げられます。

なお、作業床高さが10m以上の場合は、高所作業車運転技能講習を修了した者を当該業務に就かせることができると定められています。



申込方法

- 受付開始: 原則、開催日の2ヶ月前(その日が土・日、祝祭日の場合はその翌日)
 申込締切: 開催日の2週間前(その日が土・日、祝祭日の場合はその前日) なお、定員に達した場合は締切日前でも締め切ります。
 手続方法: 窓口申込、郵送申込(現金書留、銀行振込)の方法があり、詳細はホームページを参照ください。

受講資格

特に制限はありません。

科目免除

法的には自動車運転免許証や移動式クレーン運転士免許等を保有している方に対して講習科目の一部免除等がありますが、当協会では全科目を受講していただく特別教育を実施しています。

講習科目 講習時間

	科目	時間	科目	時間
学科	高所作業車の作業に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	3時間	高所作業車運転に必要な一般的事項に関する知識	1時間
	原動機に関する知識	1時間	関係法令	1時間
実技	高所作業車の作業のための装置の操作			3時間
学科、実技の場合 合計 9時間 … この時間には休憩時間を含んでおりません。 学科のみの場合 合計 6時間 実際の講習時間は休憩等を考慮した時間配分です。				

※実技では保護帽(ヘルメット)、墜落制止用器具(フルハーネス型)、雨具等を持参して下さい。

受講料

区分		受講料(税込)	テキスト代(税込)	合計(税込)
学科・実技	一般	15,400円	1,510円	16,910円
	会員	12,100円		13,610円
学科のみ	一般	9,900円		11,410円
	会員	6,600円		8,110円

※キャンセルの場合の取扱いは、協会ホームページをご確認ください。

助成金

建設事業主等に対する人材開発支援助成金対象講習です。
 詳しくは愛媛労働局助成金センター(089-987-6370)までお問い合わせください。

修了証

- 全科目受講された方に、(公社)愛媛労働基準協会発行の修了証を交付致します。
- 事業者様には受講証明書を発行致します。(3年間の保存義務があります。)